

Skip UP!

2013年 6月26日

発行責任者 森川 学

NO. 77

編集責任者 情 宣 部

2013年度夏季手当妥結

基準内賃金×

1.1ヶ月



本部は本日19時30分から夏季手当の最終交渉を行い、『基準内賃金×1.1ヶ月』で妥結に至りました。

- 1、基準額 基準内賃金の1.1ヶ月とする。
- 2、支給日 平成25年7月10日とする。
- 3、その他 55歳に到達した社員の取り扱いについては、従前どおりとする。

会社は、6月14日の回答指定日以降も夏季手当抑制の頑なな姿勢を一切崩さず、本日まで回答を示すことができませんでした。本部はこれまで粘り強く折衝や要請行動を断続的に続けてきました。その結果、会社の姿勢を崩し、積み上げる事はできましたが、到底納得できる回答ではありません！

そもそもこのような回答しか示せない事態に陥っているのは、経営陣が収入拡大に向けた具体的な経営手法を取ってこなかったことや、貨物会社が抱えている構造的諸問題に対して解決に向けた努力を怠ってきた結果である。本日の回答はその責任を私たちに押し付ける行為であり、断じて許すことはできない！

賃金削減を撤回させるために全力でたたかおう！

そして、回答指定日から妥結が大幅に長引いたにも関わらず、毎日の激FAX等、ありがとうございました！また、職場や各級機関での常駐、要請行動などのたたかいを展開して頂いた全国の青年部員のみなさん、本当にお疲れ様でした！！

本部青年部はこれからも会社の無責任な経営姿勢に対して追求していく！